

《 補 足 説 明 書 》

徳島県県土整備部住宅課

委 託 業 務 名 R 2 住 宅 名 東 町 団 地 他 徳 島 市 他 外 壁 仕 上 塗 材 分 析 調 査 業 務

別 途 発 注 委 託 業 務 無 し

- ・ 本業務は、重点調査制度の（対象業務・ 対象外業務 ）である。

1 現 地 調 査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の2日前（休日を除く）の正午までに、住宅課に提出すること。

質疑書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）により提出するものとする。

提出先 住宅課 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 7 0 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 0 8 8 - 6 2 1 - 2 5 9 1
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 1 - 2 8 7 1
電子メール juutakuka@pref.tokushima.jp

（※）入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、木曜日の正午までとする。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

3 注 意 事 項

- ・ 契約の相手方が課税事業者の場合には、契約書記載の業務委託料の表記に併せて当該取引に係る消費税額を表記するので、落札者は課税事業者であるか又は免税事業者を、直ちに届出ること。